

## 規格・基準等の事前意図公告

[ この公告は、貿易の技術的障害に関する協定第2条9.1に基づくものである。 ]

### 電波法施行規則等の一部改正

下記のとおり電波法に基づく技術基準を改正する予定ですのでお知らせします。ご意見のある場合は、下記要領で理由を付して文書によりご提出下さい。

#### 記

##### 1 件名

電波法施行規則等の一部改正

##### 2 対象品名

LTE方式携帯無線通信システムの無線設備

##### 3 趣旨及び目的

携帯無線通信システム用周波数の更なる確保及び利用ニーズに応えるため、次に示す技術基準の一部改正を行う。

- LTE方式携帯無線通信システム向け700MHz帯の周波数を「718–748MHz(アップリンク)、773–803MHz(ダウンリンク)」から「715–748MHz(アップリンク)、770–803MHz(ダウンリンク)」へ拡張する。
- 700MHz帯、800MHz帯、900MHz帯及び1.7GHz帯において3MHz幅での利用を可能とする。

##### 4 施行予定日

令和5年8月

##### 5 意見提出先

総務省 総合通信基盤局 電波部 電波政策課・移動通信課

〒100-8926 東京都千代田区霞が関2–1–2

電話：03-5253-5874、03-5253-5893

##### 6 意見提出期限

WTO事務局から配布された後60日間